

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立老人デイサービスセンターの利用料金の減免
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立老人デイサービスセンター条例第3条、第8条 吹田市立老人デイサービスセンター条例施行規則第15条第1項、第2項
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
審査基準	<p>▼吹田市立老人デイサービスセンター条例 (事業) 第3条 老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。 (1) 通所の方法による入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供に関すること。 (2) その他市長が必要と認める事業</p> <p>(利用料金の減額又は免除) 第8条 利用料金は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>▼吹田市立老人デイサービスセンター条例施行規則 (利用料金の減額又は免除) 第15条 条例第8条の規定により利用料金（日常生活に要する費用の額に係る部分を除く。）を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1号に掲げる事業のためセンターを利用する場合は、この限りでない。 (1) 次に掲げる場合は、免除とする。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者が利用する場合 イ その他市長が特に必要があると認める場合 (2) 減額を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。 ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、市町村民税（特別区民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年</p>

	<p>金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有しているものが利用する場合 利用料金の 5 割</p> <p>イ 市町村民税世帯非課税者（アに該当する者を除く。）が利用する場合 利用料金の 2 割 5 分</p> <p>ウ その他市長が必要があると認める場合 市長が別に定める割合</p> <p>2 条例第 8 条の規定により利用料金（日常生活に要する費用の額に係る部分に限る。）の減額を行う場合及びその割合は、市長が別に定める。</p>		
標準処理期間等	事案に応じて異なる		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部高齢福祉室	事案に応じて異なる
	審議機関	福祉部高齢福祉室	事案に応じて異なる
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日	—		